

「空き家」物件の登録募集中！！

幸手市では、住んでいる人がいない空き家を有効に活用し、移住・定住促進や地域の活性化を図るため、「**空き家バンク**」を開設しました。

空き家バンクのしくみとは？

空き家バンクとは、空き家などを売りたいとか貸したいと考えている所有者等から申し込みを受け、物件の情報を市ホームページ等で公開し、空き家の利用を希望する方に情報を提供する制度です。

空き家バンク制度の利用の流れについては、裏面のイメージ図を御参照してください。



空き家バンクの特徴

1 登録費用無料！

幸手市空き家バンクへの登録費用は無料です。

※売買や賃貸借契約締結の際には、法令に基づき仲介業者への手数料の支払いが必要になります。

2 仲介業務は、市と協定を結んでいる協会所属の不動産業者が行います！ (公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部と協定を結んでいます。

3 契約形態が選べます！

空き家を売りたいくない方は、賃貸借契約希望での登録も可能です。

お問い合わせ

〒340-0192

埼玉県幸手市東四丁目6番8号

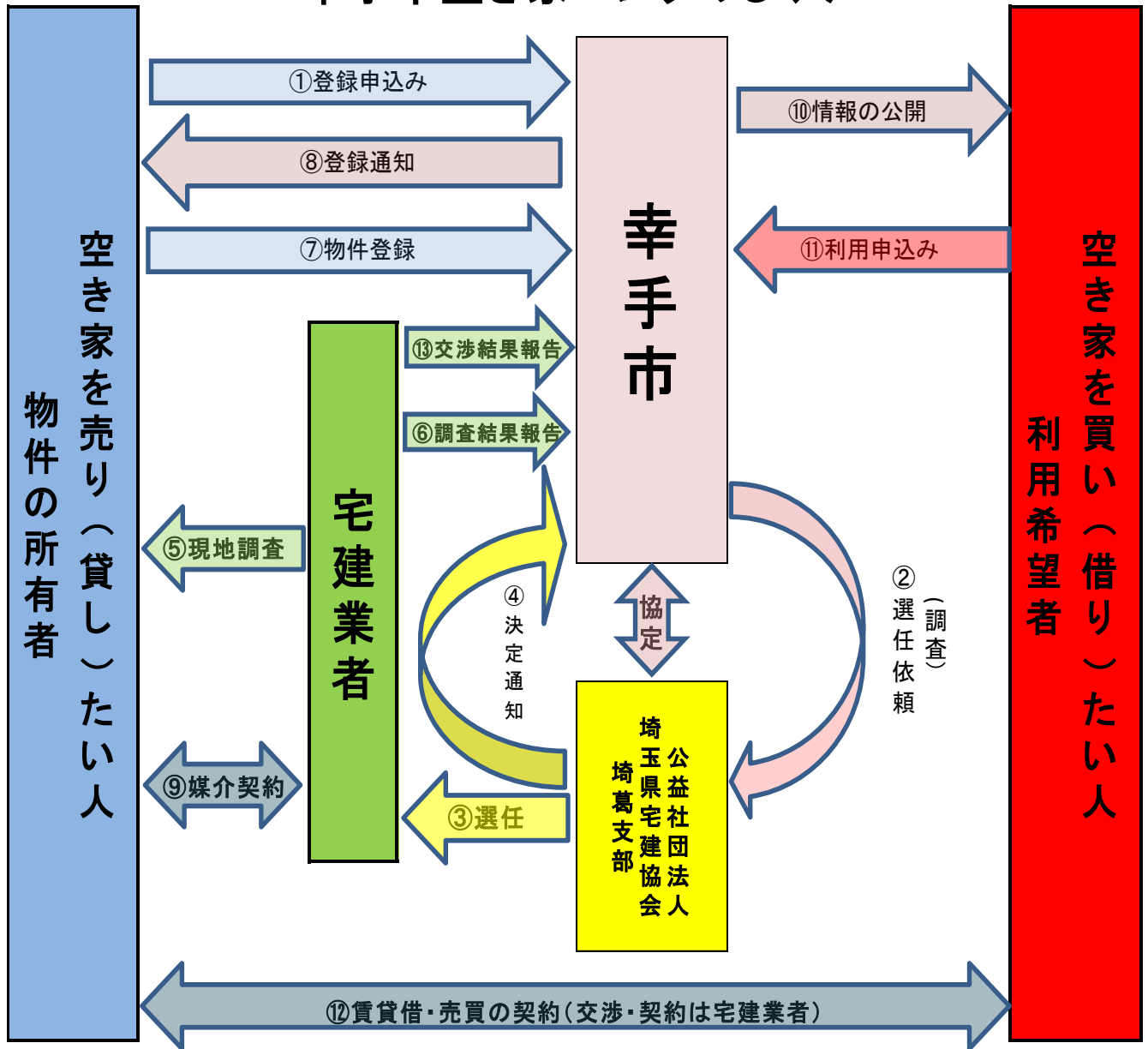
幸手市 市民生活部 市民協働課

TEL0480-43-1111 内線172



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん

幸手市空き家バンクのしくみ



- ① 空き家所有者が空き家バンクに物件登録の申請
- ② 市長が宅建協会所属の業者の選任依頼
- ③ 協会が所属の業者を選任
- ④ 協会が選任した業者の決定通知を市長に提出
- ⑤ 空き家所有者とともに業者が物件の現地調査を実施
- ⑥ 空き家バンク登録に支障がないか物件調査結果を市長に報告
- ⑦ 市長は登録に支障がない場合、物件の登録
- ⑧ 市長は物件を登録した旨を空き家所有者に通知
- ⑨ 空き家所有者と業者で媒介契約を締結
- ⑩ 市長は空き家バンクに登録した物件を情報公開
- ⑪ 空き家バンクに登録された物件を買いたい人や借りたい人が利用申込み
- ⑫ 業者が利用申込み者と交渉した後に、契約を締結
- ⑬ 市長に業者が交渉結果を報告